

岩手県告示第 791 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------|--------------------|-----------------|
| むらた眼科クリニック | 盛岡市みたけ五丁目 8 番 30 号 | 平成 18 年 7 月 1 日 |